

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名	毎年度の地方税制度の見直し	担当部局名	自治税務局					
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)	分権型社会を担う地方税制度の構築を実現するため、いわゆる三位一体の改革の一環としての税源移譲を推進していくことにより、地方が自らの選択と財源で効率的に施策を推進できる体制を整備していくことが重要である。このために必要な地方税制度の見直し等を、社会経済情勢や財政状況等を踏まえて毎年度の税制改正に反映させることにより、地方分権をさらに推進する。							
主な指標の状況	項目	概要						
	税源移譲	平成17年度においては、所得譲与税により、1兆1159億円の税源移譲を実施。 三位一体の改革の全体像(政府・与党合意)、平成17年度与党税制改正大綱等に基づき、平成18年度改正において、基幹税である所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施する。						
	定率減税の見直し	個人住民税所得割の定率減税を縮減。(15% → 7.5%) ※所得税は平成18年1月、個人住民税は平成18年6月徴収分から実施						
	法人事業税の分割基準の見直し	これまで従業者数のみであん分していた非製造業に係る法人事業税の分割基準に、事務所数による基準を導入。(課税標準の1/2を従業者数による基準、1/2を事務所数による基準であん分)						
その他の地方税制改正	(ア) 個人住民税 a 人的非課税の範囲の見直し b 給与支払報告書提出対象者の範囲の見直し (イ) 不動産取得税 中古住宅及びその用地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置の対象を拡大 (ウ) 自動車税 県域を超える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止 (エ) 固定資産税 災害に伴う避難指示等が翌年以降に及んだ場合に、避難指示等の解除後3年度分まで(現行:被災後2年度分まで)は、災害によって住宅が存在しなくなった土地であっても、住宅用地の特例を適用する (オ) 非課税等特別措置の整理合理化 39件(廃止:13件、縮減:26件)							
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要	○年度	○年度	○年度		
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	該当なし					
		地方税制度の見直し	・政府税制調査会「平成17年度における税制改革についての答申」(平成16年11月) ・政府与党「平成17年度与党税制改革大綱」(平成16年12月) 上記および社会経済情勢や財政状況等を踏まえて検討し、「地方税法等の一部を改正する法律案」を作成、平成17年1月、第162回国会に提出。国会での審議を経て、同年3月に公布された。					
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要					
地方税の徴税能力の向上		17年度当初に課税主体である地方団体に対して、地方税の徴収に関する業務についての民間事業者への委託等の推進をお願いする「地方税の徴収にかかる合理化・効率化の一層の推進について」の通知を发出。						
(業務改善への取組状況) 毎年度、各地方団体に照会している地方税関係の調査については、調査対象である地方団体の負担軽減や、事務の合理化・効率化の観点から、必要に応じて調査方法、調査項目等について見直しを行っている。								
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況)					予	制	情
	地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小し、地方税源の充実確保を実現するための、社会経済情勢の変化等に対処した所要の制度改正の実施					予	制	情
	3兆円規模の税源移譲に向けた、所要の制度改正等の検討および実施					予	制	情
地方税の徴収対策の充実					予	制	情	
本施策に関する専門家の意見等	・政府税制調査会「平成17年度における税制改革についての答申」(平成16年11月) ・政府与党「平成17年度与党税制改革大綱」(平成16年12月)							
本施策に関する主な資料	平成17年度における地方税制改正の概要( <a href="http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html">http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html</a> )							